

沖縄県高圧ガス容器安全管理指針

沖縄県

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

1 目的

この指針は、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号、以下「法」という。)一般高圧ガス保安規則に基づく高圧ガスを取り扱う事業者及び関係団体の自主保安活動を促進し、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と安全な消費の確保により事故や高圧ガス容器による災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、高圧ガス容器(法第 41 条に規定する容器で内容積1dℓ(デシリットル)を超える容器をいう。以下「高圧ガス容器」という。)を使用して高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費、廃棄を行う者、容器検査所、関係機関及び関係団体に適用する。

3 用語の定義

(1) 供給事業者

沖縄県内の消費事業者に高圧ガスを供給する製造事業者及び販売事業者をいう。

(2) 消費事業者

沖縄県内において、高圧ガス容器に充填された高圧ガスを消費する者をいう。

(3) 容器検査所

経済産業大臣の登録(法第 50 条第 3 項の規定により都道府県知事が行う。)を受けて容器再検査又は附属品再検査を行う者をいう。

(4) 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

(5) 不明容器

ガス名等刻印が判読できない高圧ガス容器及び内容物が不明な高圧ガス容器

(6) 関係機関

沖縄県、警察、消防

(7) 関係団体

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

その他の用語については、高圧ガス保安法及び同法各規則によるものとする。

4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、法の規定を遵守する他、次の措置をとるように努めること。

- (1) 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在

管理を徹底する。

- (2) 消費事業者へ、安全に消費するための適切な情報を提供する。
- (3) 事故発生時には法第 63 条(事故届)に基づき関係機関及び関係団体へ速やかに通報が行えるよう連絡体制を構築し従事者に周知する。
- (4) 表示等により、高圧ガス容器の所有者を明確に識別できるようにする。
- (5) 高圧ガスの販売にあたって高圧ガスの容器を貸与する場合は、原則として消費事業者と高圧ガス容器委託(寄託)契約書を締結する。
- (6) 保安教育に関する最新情報を入手し、従事者に対し1年に1回以上の教育を行う。
- (7) 消費事業者に対して1年に1回以上、高圧ガス容器の適正な取り扱いについて周知・啓発を行い、高圧ガス容器の管理状況について確認する。
- (8) 消費事業者に対して、消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるよう助言する。
- (9) 充てん期限が確認できない容器や、期限内であっても腐食の著しい容器への充てんは行わない。
- (10) 容器に打刻されたガス名以外のガスを充てんしてはいけない。
- (11) 急速充てんは行わない。
- (12) 充てん中及び充てん終了後に、バルブ・容器への接続部等にガス漏れ及び異常がないか確認する。
- (13) 複合容器は、水につけての充てんは行わない。
- (14) 容器の受け渡しについては、消費事業者の立会確認を得ること(港、工事現場等に放置してはならない)。

5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、法の規定を遵守する他、次の措置をとるように努めること。

- (1) 高圧ガス容器の管理を行う者(以下「管理担当者」という。)を定める。
- (2) 高圧ガス容器の受け入れ、引き渡しについて帳簿等を備え管理する。
- (3) 湿気、水滴、塩分の付着等により、高圧ガス容器の劣化や外面腐食等が進行しやすい場所に、高圧ガス容器を保管しない。
- (4) 高圧ガス容器は法で定められた場所で保管・管理し、管理担当者は、定期的に管理状況を確認する。
- (5) 長期間置かれている高圧ガス容器及び附属設備等については、耐久性等について供給事業者又は容器検査所と協議し、劣化、腐食等のおそれがある場合には、返却、交換、廃棄等を行う。
- (6) 供給事業者及び関係団体等から入手した保安に関する情報を周知するとともに、消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- (7) 管理担当者はガスを使用する場合、作業開始時及び終了時に、附属設備の管理状況を記録に残しておく。

- ア 配管、ホース、調整器、バルブ等にガス漏れ及び異常が無いこと。
 - イ ホースに亀裂や劣化等が無いこと。
 - ウ バルブの開閉操作が容易で、円滑に作動すること。
 - エ 可燃性ガス用逆火防止器は、定期的に点検又は交換すること。
- (8) 事故発生時に法第 63 条(事故届)に基づき関係機関及び関係団体へ速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。
 - (9) 供給事業者又は関係団体等が主催する講習会に参加する等により、保安教育に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、1 年に 1 回以上の教育を行う。
 - (10) 高圧ガス容器は品質保持や安全確保のために、ガスを完全に使い切らないようにする。
 - (11) 高圧ガス容器を紛失したり、盗難にあった場合には、速やかに関係機関、供給事業者に連絡する。
 - (12) 容器再検査で不合格になった高圧ガス容器は、供給事業者、容器検査所と協議し、安全に処分する。
 - (13) 複合容器は水中で使用してはならない。
 - (14) 供給事業者から容器の引き渡しがあった場合は原則として容器置場に保管し、屋外での引き渡しがある場合は速やかに自己の管理下に置くこと。

6 高圧ガス容器の管理について

- (1) 高圧ガス容器の所有者は、法第 46 条第 1 項(表示)に基づく表示、又は容器所有者登録制度に基づく登録を行わなければならない。
- (2) 供給事業者から借用している高圧ガス容器は、安全管理上、使用中の容器であっても原則として 1 年以内で返却する。
- (3) 複合容器の再検査は 3 年毎に行い、製造から 15 年経過したものは使用出来ない。
- (4) 複合容器は上下保護カバーの装着を推奨する。
- (5) 混合空気の製造は、資格を持った者が行う。
- (6) 混合空気の容器・バルブは酸素容器と同じ扱いとし、火気厳禁及び禁油とする。また油のついた工具や手袋では取り扱わない。
- (7) 高圧ガス容器の容器再検査及び附属品再検査は、容器検査所へ依頼する。
- (8) 高圧ガス容器を運搬する際には、法第 23 条(移動)の基準を遵守する。
- (9) 高圧ガスを運搬する車両は「高圧ガス」と標示した警戒標を前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げる。
- (10) 充てん容器は直射日光を避け、温度を常に 40℃以下に保つ。
- (11) 高圧ガス容器の転落・転倒やバルブの損傷を防止し、粗暴に取り扱わない。
- (12) 可燃性ガスや酸素(混合空気を含む)の容器を移動する場合は、消火器その他応急措置に必要な資材・工具等を携行する。
- (13) 可燃性ガス、酸素や毒性ガスの移動の場合は、イエローカード(ガスの名称・性状、移動中の災害発生防止に必要な注意事項を記載した書面)を携行する。

- (14) 可燃性ガス容器と酸素容器を同一の車両に積載して移動するときは、これらの容器のガス放出口が相互に向き合わないようにする。
- (15) 高圧ガス容器は車両に積載したままにしてはいけない。
- (16) 可燃性ガス及び酸素(混合空気を含む)容器の周囲は火気厳禁とする。

7 放置容器及び不明容器の処理

- (1) 放置容器が発見された場合は、速やかに関係機関又は関係団体に連絡する。
- (2) 不明容器の発見があった場合は、自ら処理することなく速やかに関係機関又は関係団体へ連絡する。
- (3) 関係機関及び関係団体は相互に協力し、迅速、適正に処理できるよう努める。

8 高圧ガス容器に関するお問い合わせ

- ・沖縄県商工労働部産業政策課産業基盤班

住所:那覇市泉崎 1-2-2(県庁 8 階)

TEL:098-866-2330 FAX:098-866-2440

- ・沖縄県宮古事務所総務課総務振興班

住所:宮古島市平良字西里 1125

TEL:0980-72-2551 FAX:0980-73-0096

- ・沖縄県八重山事務所総務課総務振興班

住所:石垣市字真栄里 438-1

TEL:0980-82-3040 FAX:0980-82-3760

- ・一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

住所:沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1(沖縄産業支援センター706)

TEL:098-858-9562 FAX:098-858-9564

(附則)

この指針は、平成25年4月1日から適用する。

この指針は、平成30年3月16日から適用する。